

169. 帆船船數地方別 大正八年十二月三十一日

登簿船トハ噸數船ニ在リテハ二十噸以上石數船ニ在リテハ積石數二百石以上ノモノニシテ船舶國籍證書ヲ受有スルモノ不登簿船トハ噸數船ニ在リテハ五噸以上二十噸未満石數船ニ在リテハ五十石以上二百石未満ノモノニシテ船鑑札ヲ受有スルモノナリ

Table with 7 columns: 地方, 登簿船 (噸數船, 石數船), 不登簿船 (噸數船, 石數船), 合計 (噸數船, 石數船). Rows include 北海道, 東北區, 關東區, 北陸區, 東山區, 東海區, 近畿區, 中國區, 四國區, 九州區, 沖繩縣, 總計.

栃木、長野、山梨、奈良ノ四縣ニハ事實ナシ

170. 小 船

小船トハ噸數帆船五噸未満、石數帆船五十石未満及倉庫船、傳テ運航シ若クハ主トシテ櫓權ニヨリ專ラ河川又ハ港内ヲ運航スル馬船、耕作用船等常ニ航行ノ用ニ供セサルモノ其他櫓權ノミヲ以モノナリ

Table with 7 columns: 動力ヲ有スル船, 動力ヲ有セサル船, 計, 動力ヲ有スル船, 動力ヲ有セサル船, 計. Rows include 全國 (明治三十三年度末 to 大正二年度), 地方別 (大正十年三月三十一日) with sub-rows for 北海道, 東北區, 關東區, 北陸區, 東山區, 東海區, 近畿區, 中國區, 四國區, 九州區, 沖繩縣, 總計.

\*大正三年度ニ於テ動力有無別ノ調査ヲ缺クモノアルヲ以テ其ノ總數ヲ掲ク